

石川県公報

平成26年9月5日

第12729号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示			
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の休止の届出 (厚生政策課)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の休止の届出 (同)	1	○大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (同)	5
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	6
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	8
○保安林の指定 (森林管理課)	3	監 査 委 員	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○定期監査結果公表	8
公 告		○財政的援助団体等監査結果公表	10
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	3	○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	11
		正 誤	
		○平成26.8.22第12725号中	12

告

示

石川県告示第413号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を休止した旨の届出があった。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	休止年月日
京子漢方診療所	加賀市山中温泉白山町リ34番地	平成26年8月14日

石川県告示第414号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	休止年月日
京子漢方診療所	加賀市山中温泉白山町リ34番地	平成26年8月14日

石川県告示第415号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	女と女のラブゲーム 男達を犯せ!	新 日 本 映 像
〃	痴漢面接 女課長の性感業務	〃
〃	奥様は18歳 超どきどき保健室	オ ー ピ ー 映 画
〃	本番獣欲 人妻を犯る	新 東 宝 映 画
〃	オオカミは嘘をつく (原題) BIG BAD WOLVES	シ ョ ウ ゲ ー ト (イスラエル)
〃	モーガン・ブラザーズ (原題) 100 BLOODY ACRES	松 竹 (オーストラリア)
〃	ニンフォマニアック Vol. 2 (原題) NYMPHOMANIAC VOLUME 2	ブロードメディア・スタジオ (デンマーク、フランス、ベルギー、ドイツ、イギリス)
〃	ニンフォマニアック Vol. 1 (原題) NYMPHOMANIAC VOLUME 1	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年9月5日

石川県告示第416号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2014年10月号 (04333-10)	(株)ダブリュエスコレーション
〃	Na i N a i プレス北陸 2014年10月号 (06805-10)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2014年10月号 (86663-10)	(株)ザウスマガジン社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年9月5日

石川県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

鳳珠郡能登町字黒川壱〇号3の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年9月5日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
日末村松線	小松市佐美町壬1番2地先から 小松市浜佐美町乙300番地先まで 及び	旧	5.86～37.38	336.4	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市浜佐美町へ159番地先から 小松市浜佐美町乙300番地先まで	新	及び 9.60～9.60	及び 194.0	
	小松市浜佐美町乙218番2地先から 小松市浜佐美町乙147番2地先まで	旧	6.75～7.14	69.0	
	新	6.75～13.23	69.0		

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
新 倉 晋	金沢市元菊町20番1号 金沢春日クリニック	平成26年8月18日

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ今江店

小松市今江町1-305

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ジャコム石川 代表取締役社長 音花 浩一

金沢市佐奇森町イ7番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ジャコム石川 代表取締役社長 音花 浩一

金沢市佐奇森町イ7番地1

株式会社クスのアオキ 代表取締役社長 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

ほか未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年4月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,950平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 71台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 28台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 31平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 14立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時30分から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき場1 午前6時30分から午後5時まで

荷さばき場2 午前8時30分から午後8時まで

7 届出年月日

平成26年8月28日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課

9 届出等の縦覧期間

平成26年9月5日から平成27年1月5日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年1月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京ストア一額店

金沢市大額2丁目48

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,463平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成24年9月24日

5 変更する理由

当該店舗を閉鎖したため

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京ストア一片町店

金沢市片町1丁目3-10

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,157平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成25年2月20日

5 変更する理由

当該店舗を閉鎖したため

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京ストア一金石店

金沢市金石東3丁目2-15

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,270平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成25年2月28日
- 5 変更する理由
当該店舗を閉鎖したため

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス畝田店
金沢市畝田西三丁目600番ほか21筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (変更前) フレッシュアリーナ畝田店
金沢市畝田西三丁目600番ほか21筆
 - (変更後) アルビス畝田店
金沢市畝田西三丁目600番ほか21筆
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社東京ストアー
代表取締役 赤倉 一郎
金沢市八日市出町822番地
 - (変更後) アルビス株式会社
代表取締役 大森 実
富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
- 3 変更の年月日
平成26年3月28日
- 4 変更する理由
小売業者が変更し、店舗名称を変更したため。
- 5 届出年月日
平成26年8月25日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成26年9月5日から平成27年1月5日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成27年1月5日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス田上店
金沢市田上第五地区土地区画整理事業地内56街区28番ほか18筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) フレッシュアリーナ田上店

金沢市田上第五地区土地区画整理事業地内56街区28番ほか18筆

(変更後) アルビス田上店

金沢市田上第五地区土地区画整理事業地内56街区28番ほか18筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東京ストアー

代表取締役 赤倉 一郎

金沢市八日市出町822番地

(変更後) アルビス株式会社

代表取締役 大森 実

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

3 変更の年月日

平成26年3月28日

4 変更する理由

小売業者が変更し、店舗名称を変更したため。

5 届出年月日

平成26年8月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年9月5日から平成27年1月5日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年1月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス小松幸町店

小松市幸町3丁目120-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 東京ストアー小松幸町店

小松市幸町3丁目120-1

(変更後) アルビス小松幸町店

小松市幸町3丁目120-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東京ストアー

代表取締役 赤倉 一郎

金沢市八日市出町822番地

(変更後) アルビス株式会社

代表取締役 大森 実

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

3 変更の年月日

平成26年3月28日

4 変更する理由

小売業者が変更し、店舗名称を変更したため。

- 5 届出年月日
平成26年8月25日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
平成26年9月5日から平成27年1月5日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成27年1月5日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成26年9月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市宇気ハ17番4、73番4、73番34から73番60まで かほく市七窪ヨ57番1、57番10及び57番17から57番42まで	道 路 かほく市宇気ハ73番35から73番37まで かほく市七窪ヨ57番21 公 園 かほく市七窪ヨ57番17 緑 地 かほく市宇気ハ73番34 かほく市七窪ヨ57番10及び57番19	金沢市本江町11番33号 株式会社 永和地所

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年9月5日

石川県監査委員 山 田 憲 昭
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 簡 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
森林管理課	平成26年8月4日	平成25年度決算	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
全国植樹祭推進室	〃	〃	〃
農林水産部 企画調整室	〃	〃	〃
農業政策課	〃	〃	公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。

里山振興室	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
生産流通課	〃	〃	〃
農業安全課	〃	〃	〃
水産課	〃	〃	〃
農業基盤課 大日川ダム管理事務所	〃	〃	〃
教育委員会 企画調整室	平成26年8月6日	〃	〃
庶務課	〃	〃	〃
学校指導課	〃	〃	〃
スポーツ健康課	〃	〃	〃
教職員課	〃	〃	〃
教員指導力向上推進室	〃	〃	〃
生涯学習課	〃	〃	〃
文化財課 金沢城調査研究所	〃	〃	〃
議会事務局	〃	〃	〃
人事委員会事務局	〃	〃	〃
土木部 企画調整室	平成26年8月7日	〃	〃
監理課	〃	〃	〃
建築住宅課	〃	〃	〃
道路整備課	〃	〃	〃
河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	〃	〃	〃
港湾課	〃	〃	〃
都市計画課	〃	〃	〃
道路建設課	〃	〃	〃
公園緑地課	平成26年8月8日	〃	〃
砂防課	〃	〃	〃
営繕課	〃	〃	〃
警察本部	〃	〃	支出事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。
財政課	平成26年8月11日	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
秘書課	〃	〃	〃
総務課	〃	〃	〃
人事課	〃	〃	〃
行政経営課	〃	〃	〃
管財課	〃	〃	〃
税務課	〃	〃	〃

市町支援課	〃	〃	〃
企画振興部 企画調整室	平成26年8月12日	〃	〃
企画課	〃	〃	〃
地域振興課	〃	〃	〃
空港企画課	〃	〃	〃
新幹線・交通対策監室	〃	〃	〃
県民文化局 企画調整室	〃	〃	〃
県民交流課	〃	〃	〃
文化振興課	〃	〃	〃
男女共同参画課 女性センター	〃	〃	〃
県民生活課 消費生活支援センター	〃	〃	〃
競馬事業局	平成26年8月25日	〃	〃
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	〃	〃	〃
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃	〃
農林総合研究センター	〃	〃	財産事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。
			工事事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。
金沢県税事務所	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松県税事務所	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成25年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年9月5日

石川県監査委員 山 田 憲 昭
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
学校法人七尾鵬学園	平成26年8月25日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

石川県公立大学法人

”

当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年9月5日

石川県監査委員 山 田 憲 昭
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

高 病 第 827 号
平成26年8月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年7月31日付け石監査第168号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
各種契約事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	高松病院	指摘のあった各種契約事務につきましては、今後、このようなことがないように、職員相互のチェック体制を強化するとともに、財務規則等に基づく適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。
財産事務について、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。		指摘のあった財産事務につきましては、今後、このようなことがないように、財産事務に関する研修会の開催や関係機関に事前確認を行うなど、関係法規等に基づく適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。

経 第 923 号
平成26年8月1日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年7月31日付け石監査第168号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	経営支援課	収入事務を行う際には、収入予定一覧により、複数名で間違いや漏れがないかを確認することにより再発防止に努めます。

監 第 1208 号
平成26年8月18日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年7月31日付け石監査第168号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	石川土木総合事務所	今回指摘のあった収入事務での調定遅れについては、今後、このようなことがないように、月別の処理業務一覧を作成するなど、調定漏れ、遅延等が生じないようにチェックを厳重に行い、収入事務に万全を期するよう指導、徹底しました。

正 誤

平成26年8月22日発行の石川県公報第12725号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
7	石川県告示第384号中	石川県県央土木総合事務所河川砂防課	石川県中能登土木総合事務所河川砂防課